

## ガス事業についての特別措置の内容

災害救助法適用地域において、被災した需要家から申出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 被災によりガスが使用できなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事について、平成22年12月31日までに申込みがあった場合、そのガス工事費は全額事業者の負担とする。
2. 被災された需要家の平成22年9月分の支払期限（早収期限日又は支払期限日が災害救助法の適用日（10月20日）以降となるもの）、10月及び11月検針分の各ガス料金の早収料金適用期間及び支払期限をそれぞれ1ヶ月間延長する。
3. 被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、被災された需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。